

## 渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会設置要綱

### (設置)

第1条 渥美半島（田原市・豊橋市）における野生イノシシの根絶に向けて、地域関係者一体となって捕獲を推進するため、渥美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 渥美半島（田原市・豊橋市）における野生イノシシの捕獲に関すること
- (2) その他渥美半島（田原市・豊橋市）における野生イノシシの捕獲に関して必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 会長は、愛知県環境局環境政策部自然環境課長をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県農業水産局農政部農業振興課長をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (運営)

第4条 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、愛知県環境局環境政策部自然環境課に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

別表 構成員

構成員	<p>◎ 愛知県環境局環境政策部自然環境課長</p> <p>○ 愛知県農業水産局農政部農業振興課長</p> <p>愛知県農業水産局農政部畜産課長</p> <p>愛知県東三河総局環境保全課長</p> <p>愛知県東三河農林水産事務所農政課長</p> <p>豊橋市環境部環境保全課長</p> <p>豊橋市産業部農業支援課長</p> <p>田原市市民環境部環境政策課長</p> <p>田原市産業振興部農政課長</p> <p>田原猟友会 会長</p> <p>豊橋猟友会 会長</p> <p>豊橋農業協同組合営農部畜産課長</p> <p>愛知みなみ農業協同組合畜産部養豚課長</p> <p>岐阜大学応用生物科学部 森部 絢嗣 准教授</p>
-----	---

※◎は会長を、○は副会長を表す